

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【3】」

2. 日時：令和2年7月17日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、立元審査チーム員、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他3名

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○特定兼用キャスクの設計の型式証明の申請対象範囲を明確にすること。

○緩衝体については、輸送時に用いるものと貯蔵時に用いるものとの相違点を説明すること。

○特定兼用キャスクの設計の型式証明申請範囲と、特定兼用キャスクを使用するプラントに関する設置（変更）許可申請範囲の整理の考え方については、表等を用いて明確にすること。

○特定兼用キャスクに収納する使用済燃料集合体については、1体当たりの最高燃焼度の管理方法を説明すること。

（3）日立GEから、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第

12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請（コメント回答）

以上